

令和3年6月

税務に関するコーポレートガバナンスの 充実に向けた取組について

国税庁調査課

目次

税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組

- 1 取組の趣旨・背景
- 2 取組の効果
- 3 取組の概要
 - ① 税務CGの確認
 - ② 税務CGの判定
 - ③ 経営責任者等との面談
 - ④ 要改善事項への対応
- 4 再発防止に向けた取組
- 5 取組内容のイメージ

税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組

大企業の税務コンプライアンスの維持・向上には、経営責任者の積極的な関与・指導の下、大企業が自ら税務に関するコーポレートガバナンスを充実させていくことが重要、かつ、効果的であることから、その充実を促進するもの

➤ **税務に関するコーポレートガバナンス（税務CG）**

税務について経営責任者が自ら適正申告の確保に積極的に関与し、必要な内部統制を整備すること

➤ **税務コンプライアンス**

納税者が納税義務を自発的かつ適正に履行すること

➤ **経営責任者（トップマネジメント）**

法人の代表取締役、代表執行役のほか、法人の業務に関する意思決定を行う者

1 趣旨・背景

我が国全体の税務コンプライアンスの維持・向上の観点から、大企業の税務コンプライアンスの維持・向上は重要

- 大企業の経済活動は、我が国経済に占めるウェイトが大きく、申告所得金額も多額である
- 企業グループ全体や下請けの中小企業等の税務コンプライアンスに与える影響が大きい
- 大企業の税務コンプライアンスを高めることは、税務行政全体の効率性を高めることに有効

国内外において、コーポレートガバナンスの充実が重要との認識が高まり、法整備を含め、その充実のための環境整備が進展

- 米 国 指 2002年 企業改革法（SOX法：Sarbanes-Oxley Act）
- 日 本 指 2005年 会社法、2006年 金融商品取引法
- O E C D 指 2015年 OECDコーポレートガバナンス原則（2004年版の改訂）
2011年 OECD多国籍企業行動指針XI納税（改訂）

税務当局の国際的な会議等において、税務当局と大企業が協力的な関係を構築することが重要であると指摘

- 大規模法人部門向けの協力的コンプライアンスの枠組み構築を奨励（第8回OECD税務長官会合モスクワ声明（2013年））
- 租税分野における強力なコーポレートガバナンスを推進（第6回OECD税務長官会合イスタンブール声明（2010年））

2 取組の効果

税務に関するコーポレートガバナンスの充実を図ることにより、企業及び国税当局双方にメリット

【企業側】

➤ 税務上のリスク軽減

税務CGが充実することにより、事業部や支店、工場などの組織の第一線で不適切な経理処理が生じるリスクが軽減

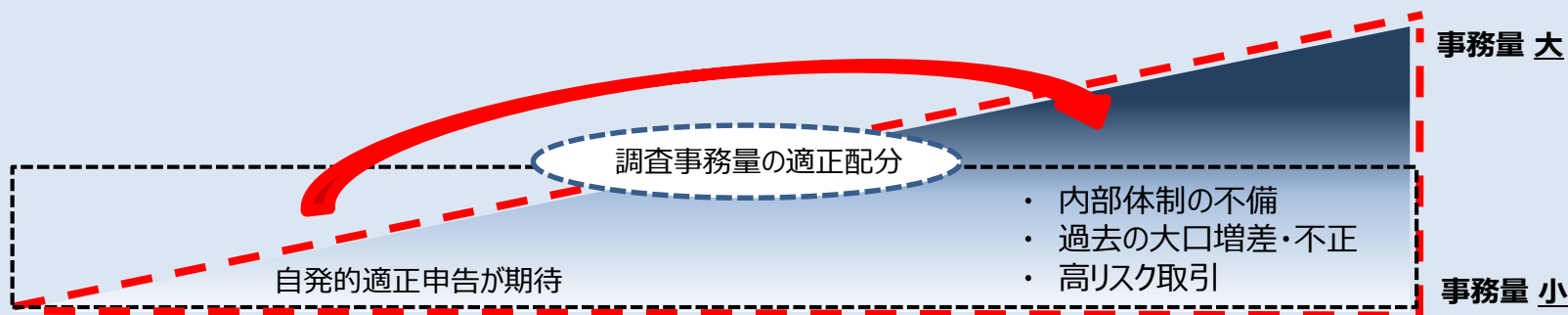
➤ 税務調査対応の負担軽減

税務CGが良好な企業は、調査必要度が相対的に低くなることから、税務調査に対応する負担が減少

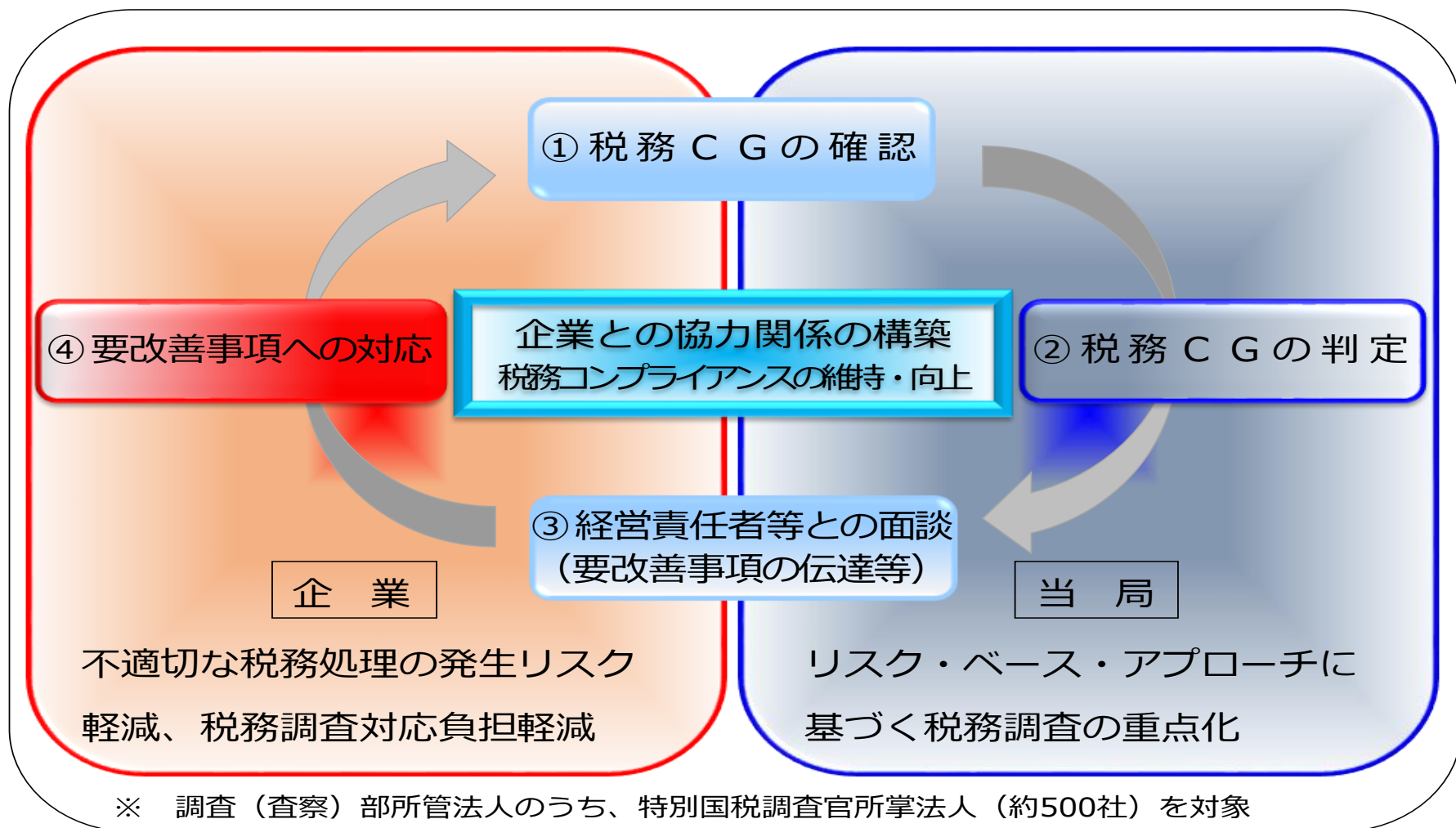
【国税当局側】

➤ 調査必要度の高い法人への税務調査の重点化

税務CGが良好でない企業など、調査必要度が高い法人に対し、調査事務量を重点的に配分



3 取組の概要



➤ リスク・ベース・アプローチ

個々の法人の税務 C G の状況、事業内容、申告・決算内容、把握された非違の内容や改善状況など各種要素の分析に基づき税務リスクを判定し、そのリスクに応じた的確な調査選定と適正な事務量配分を実践すること

① 税務CGの確認

税務に関するコーポレートガバナンス確認表		作成年月日 年 月 日	
法人名	応答者	部署・役職	氏名
確認項目	実施状況		
1 トップマネジメントの関与・指導			
(1) 税務コンプライアンスの維持・向上に関する事項の社訓、コンプライアンス指針等への掲載	【前回確認時からの変更事項】		
(2) 税務コンプライアンスの維持・向上に関する方針のトップマネジメントによる発信	【前回確認時からの変更事項】		
(3) 税務方針等の公表	【前回確認時からの変更事項】		
(4) 社内に対する税務調査への適切な対応に関するトップマネジメントからの指示	【前回確認時からの変更事項】		
(5) 税務調査の経過や結果のトップマネジメントへの報告	【前回確認時からの変更事項】		
(6) 監査や税務調査等で税務上の問題事項が把握された場合における、その再発防止策に関するトップマネジメントの指示・指導	【前回確認時からの変更事項】		
(7) その他有効な取組	【前回確認時からの変更事項】		

調査着手後、「税務に関するコーポレートガバナンス確認表」の作成を依頼



税務コンプライアンスの維持・向上のために実施している税務CGの充実策の取組状況を記載

※ 確認表の作成は行政指導として依頼するものであるため、調査法人から協力を得られなかった場合には税務CGに係る事務は実施しない。

① 税務CGの確認

確認項目の評価・判定

経営責任者の
関与・指導

税務（経理）担当部署等の
体制・機能

税務に関する
内部牽制の体制

税務調査での指摘事項等
に係る再発防止策

税務に関する情報の周知

※ 税務CGの判定に当たっては、税務調査への対応状況及び帳簿書類等の保存状況も考慮

② 税務CGの判定

調査法人の税務CGの充実に向けた取組の実施状況を確認し、判定を行う。

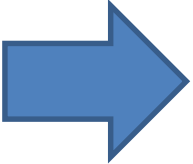


- 判定を行うにあたり、調査結果を直接反映することなく、適正申告に向けた実効性のある取組が実施されているか否かを念頭に置く。
- 確認表の記載内容についても、その状況を聴取し、評価する。
- 確認後、「税務に関するコーポレートガバナンス評価書」を作成する。

税務に関するコーポレートガバナンス評価書				回目
作成年月日				年 月 日
担当班	作成者	法人名	税務CG 評価結果	
【特官総合所見】				
項目	判定	所見		
【内部体制の状況等】				
1		トップマネジメントの関与・指導		
2		税務(経理)担当部署等の体制・機能		
3		税務に関する内部牽制の体制		
4		税務調査での指摘事項等に係る再発防止策		
5		税務に関する情報の周知		
【調査の対応状況等】				
6		税務調査への的確な対応		
7		帳簿書類等の保存状況		

③経営責任者等との面談 ④要改善事項への対応

- 面談の対象者
調査法人の経営責任者等
- 面談担当者
調査（査察）部長又は次長が担当、担当特官が同席
- 評価結果の伝達（面談内容）
 - 経営責任者等が、リーダーシップを発揮して税務CGの充実に取り組んでいくことを促すため、経営責任者等との面談時に、「税務CG評価結果」をその評価に至った根拠とともに伝達
 - また、今回調査における是正事項の再発防止に向けた取組を含め、改善が必要な項目に関して、効果的な取組事例を紹介しつつ、経営責任者との意見交換を実施



企業は、当局幹部との面談を踏まえ、要改善事項への対応を行うなど、税務CGの充実にに向けた取組を実施

4 再発防止に向けた取組

税務CGの充実にに向けた取組をより一層促進させる観点から、税務調査で把握された誤りについて、再発防止策の策定及び運用を依頼する取組を実施

➤ 取組の概要

- 税務調査で把握された誤りについて、国税当局から紹介する再発防止に関する効果的な事例等を参考に再発防止策の策定及び運用を依頼
- 調査省略となる事業年度において、国税当局が企業の再発防止策の策定及び運用状況について聴取
- 聴取した再発防止策の策定及び運用状況を次回調査に引き継ぎ、その状況を踏まえ次回調査を実施

➤ 取組の効果

- 再発防止の徹底が図られ、企業の内部体制が強化されることが期待
- 国税当局が前回の税務調査での再発防止状況等を次回調査前に把握することで、次回調査を効率的に実施することが可能

5 取組内容のイメージ

X 事務年度

X + 1 事務年度

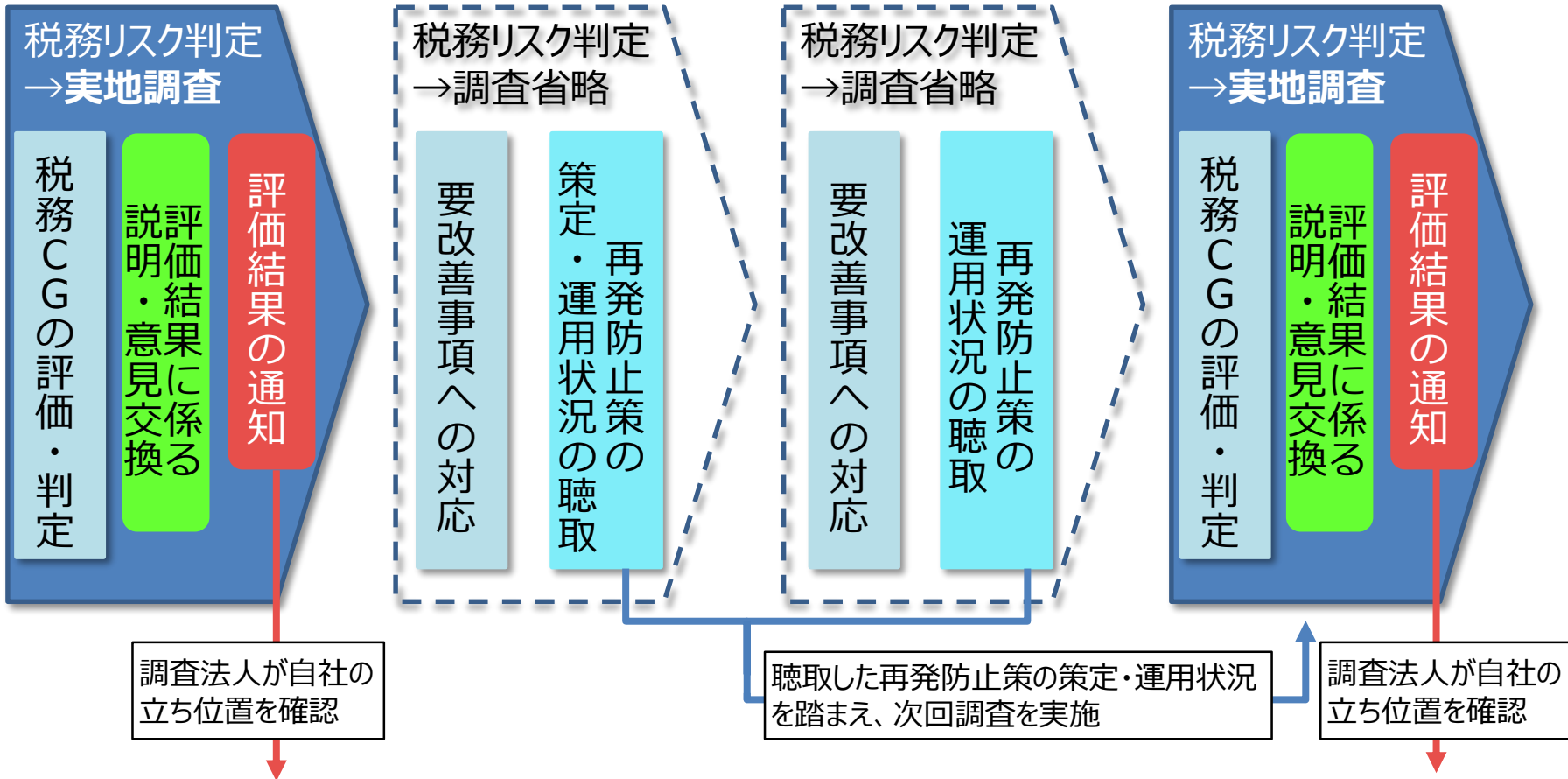
X + 2 事務年度

X + 3 事務年度

法人の税務リスクに応じて調査時期等を決定（リスク・ベース・アプローチ）

今回調査

次回調査



国税庁HPにて、各事務年度の評価区分ごとの法人数等を公表